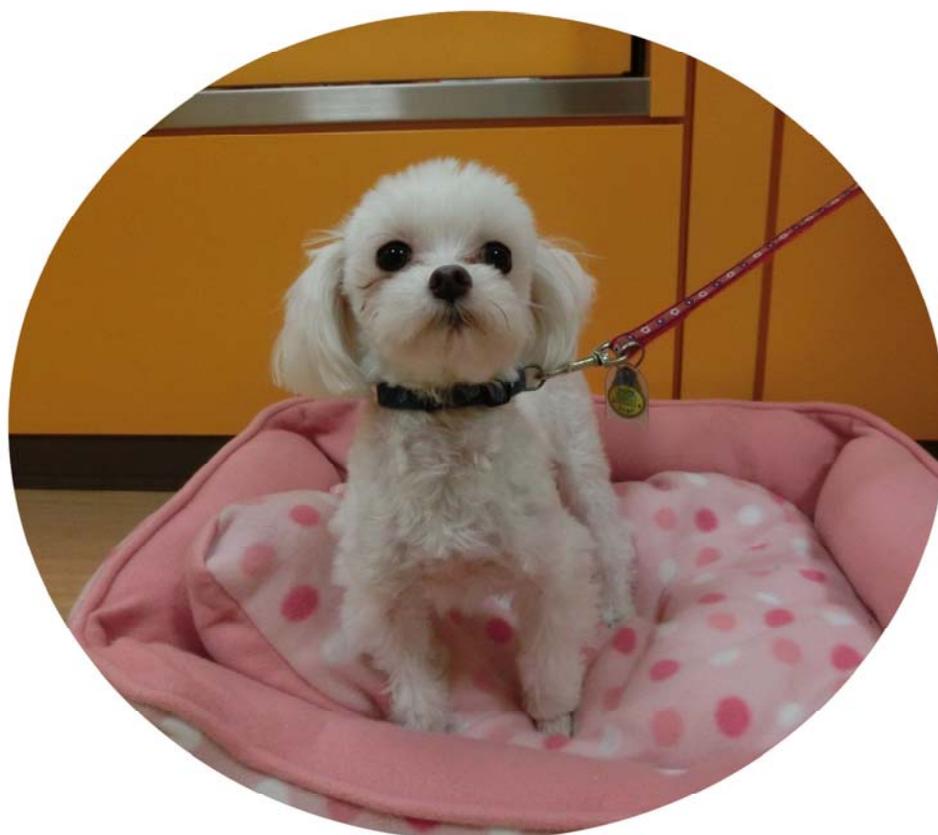


平成 26 年度

事業概要



小雪（事業犬）

名古屋市動物愛護センター

基本理念

1. 動物の生命を尊重し、その健康と福祉の増進に努めます。
2. 人と動物のきずなを確立するとともに心豊かな市民生活の構築に努めます。
3. 動物の愛護と適正飼養に関する知識・技術の習得に努め、市民への普及啓発を図ります。

ま え が き

当センター愛護館は、収容動物の福祉向上、猫の飼養施設の整備、ふれあい施設の整備等を目的に、平成 24 年 11 月から改修工事を開始し、平成 26 年 3 月に完了しました。

平成 26 年度は、新しい愛護館で人と犬猫の双方の安全に配慮し、一方的に犬猫にさわるのではなく、犬猫と心をかよわせる「ふれあい」を行えるように努めました。新設された犬ルームと猫ルームに愛らしい犬猫を展示することで、適正飼養を啓発し、併せて犬や猫と共に暮らす素晴らしさも来館する市民の皆様を感じていただいていると思います。館内では、動物愛護推進員さん達にご協力いただき、様々な動物愛護普及啓発事業も行っています。これからも愛護館から犬猫の様々な情報を発信し、ひとりでも多くの市民の皆様に来館していただけるように努力して参ります。

平成 26 年度は、次のような取り組みにも力を入れました。

動物愛護教室「いのちの教室」では、市内の小中学校に広報し、学校単位での要望に応じる形で、授業やトワイライトスクールでの開催、また校外学習として愛護館での開催を積極的に行いました。この教室は、犬や猫が生きた教材として学童らに命の大切さを教えてくれるとても貴重な体験となります。今後も積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、殺処分を少しでも減らすため、犬猫の譲渡に積極的に取り組みました。犬猫の飼養施設が新設されたことで飼養頭数が増え、譲渡が可能な犬猫が増えました。更に譲渡ボランティアさん達の協力を得て、犬猫共に救命率を上げることができました。今後も譲渡ボランティアさん達との連携を強化し、譲渡促進に努め、殺処分を少しでも減らしていく所存です。

動物取扱業者への監視指導業務や、特定動物の飼養者に関する許可や監視指導業務は、集約されてから 3 年目を迎えました。本年度は、平成 25 年 9 月の法改正を受け、犬猫を販売する動物取扱業者に対し、新基準に基づき動物の適正飼養や関係法令の遵守について、飼主となる市民への啓発が適正に行われるよう立入指導を行いました。また、安易に犬猫の引き取りを求める飼主には、法改正に伴い新設された拒否要件を説明し、これまで以上に飼主責任を全うさせるよう強く指導いたしました。

最後に従来からの犬猫対策ですが、野犬が減ったとはいえ、未だ海外では狂犬病が多発し、こう傷事故は依然として多く発生しています。また、遺棄などの犯罪行為に対しては警察と連携して対応するケースも増えています。犬猫の苦情も多く、内容も多様化しており、これら犬猫対策も決して揺るがせにすることはできません。保健所と一体になって、更に強化して参る所存です。

ここに、平成 26 年度の事業概要を取りまとめましたので、関係の皆様のご参考にしていただきたいと思います。

動物愛護センター所長
石川 登紀子

目 次

まえがき

I 概 況

1	沿 革	5
2	機構と分掌事務	7
3	職 員	7
4	施 設	
(1)	施 設 名	8
(2)	所 在 地	8
(3)	規 模	8
(4)	開設年月日	8
(5)	犬・猫舎室数	8
(6)	配 置 図	8
(7)	建物平面図	9
5	行政組織の系統図	11

II 事業の概要

1	狂犬病予防業務	13
1	捕獲	13
2	野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲	13
3	こう傷犬の検診	14
2	犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容	15
1	犬・猫の引取り業務	15
2	自活不能猫の収容業務	15
3	負傷動物に関する業務	16
4	警察への協力	16
3	収容動物の管理及び処分	17
1	狂犬病予防法に基づく犬の抑留	17
2	返還	17
3	譲渡	19
4	殺処分	22
5	愛護館における犬猫の飼養管理	23
4	動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導	24
1	愛護館における普及啓発活動	24
2	動物愛護を啓発する各種教室の開催	25

3	犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催	28
4	動物介在活動 <small>(高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動)</small>	32
5	動物愛護週間行事等	33
6	猫問題への対応	35
7	所有明示の推進	35
8	避妊去勢手術の推進	36
9	災害時におけるペット対策	36
5	動物愛護推進員の活動の推進	37
1	動物愛護推進員関連事業の開催及び協力	37
2	動物愛護推進員との協働事業の実施	38
3	動物愛護推進員の自主的な活動の支援	40
6	特定動物飼養者への指導	41
1	許可及び監視指導	41
2	逃走特定動物への対策	44
7	動物取扱業者への指導	44
1	登録及び監視指導	44
2	動物取扱責任者研修	45
8	人獣共通感染症対策	45
1	啓発・指導	45
2	事業犬及び収容動物の糞便検査等	45
9	関係機関一覧	46

III 統 計

1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業（区別、月別）	48
2	捕獲及び返還状況（区別、月別）	50
3	指導班活動状況（区別、月別）	52
4	殺処分頭数	54
5	狂犬病予防事業 及び動物愛護に関する事業推移表その1（年度別）	55
6	狂犬病予防事業 及び動物愛護に関する事業推移表その2（年度別）	56
7	愛護指導業務に関する事業推移表	
(1)	譲渡頭数	57
(2)	事業別実績数	58

IV 名古屋市動物愛護センター案内図

59

I 概 況

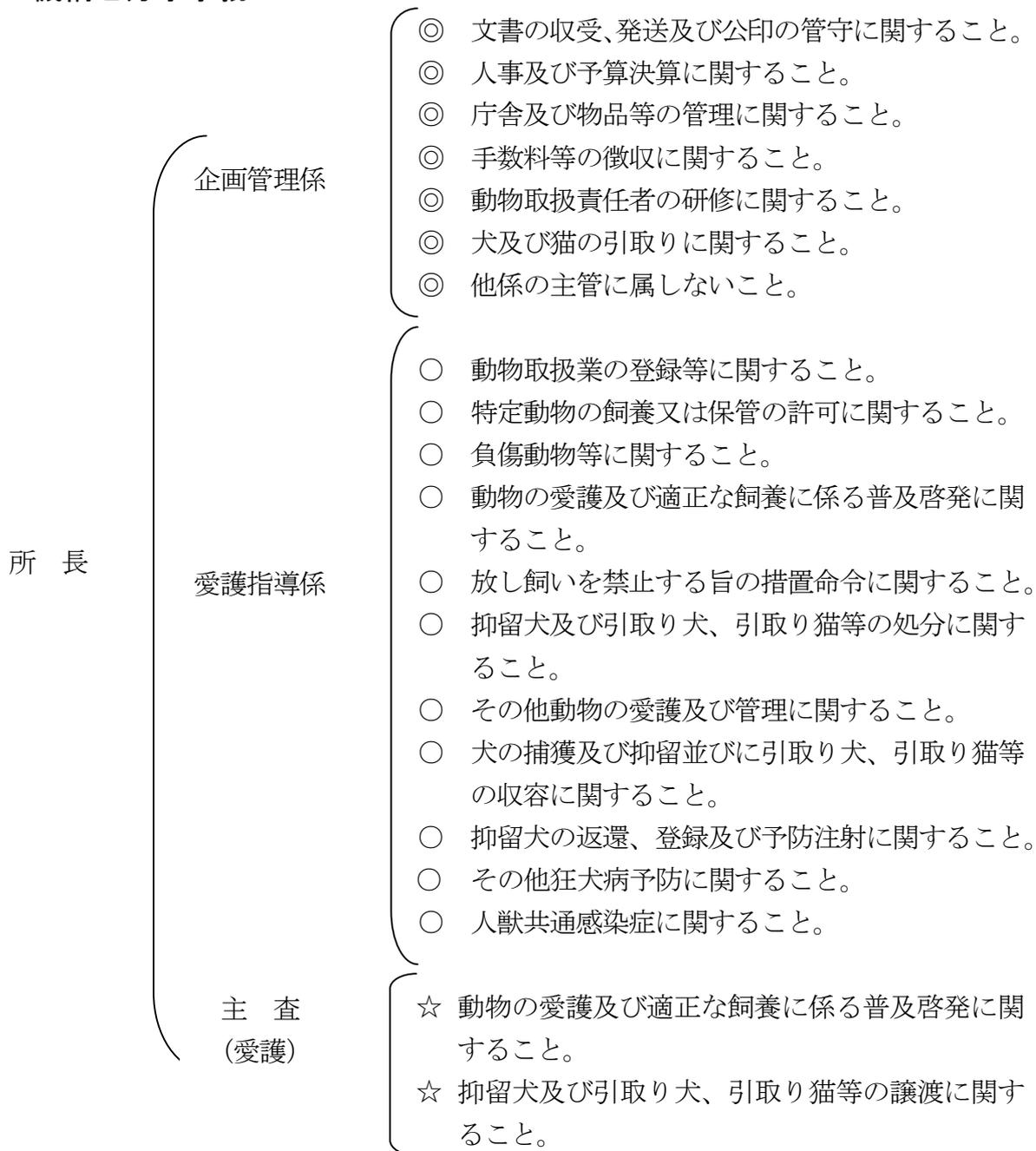
1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法第 21 条の規定による抑留施設を中川区に設置し、犬抑留所の業務を開始した。
- 昭和 29 年 11 月 本館・事務所・車庫・焼却室を竣工、これを契機に民間に背負わせていた犬の捕獲や処分の業務を市が直接実施することとし、兼任の狂犬病予防員 1 名と臨時職員 6 名の陣容で出発、名称を名古屋市犬抑留所とした。
- 昭和 35 年 1 月 名古屋市飼犬等規制条例が施行され、これに伴い人員器材を強化した。
- 昭和 39 年 4 月 名古屋市飼犬指導所と名称を変え、機構改革により係長公所として独立した。
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新たに設置、中川区の施設を本所として市域を東西に二分して各々の分担地区を定めた。
- 昭和 45 年 4 月 機構改革により課長公所に昇格、本所に業務第一係、東分所に業務第二係をおき、2 係制とした。
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律が施行された。
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始した。
- 昭和 59 年 9 月 動物愛護センター（仮称）建設開始に伴い、東分所を廃止し、本所に合併した。
- 昭和 60 年 9 月 旧東分所及び隣接区域に愛護館、管理棟、車庫を竣工、動物愛護センターと名称を変えた。これに伴い本所を廃止した。
また、機構改革により、管理係、主査（業務担当）及び主査（愛護担当）の 1 係 2 主査制とし、愛護事業を強化した。
- 平成 4 年 3 月 展示室及びワンワン教室等の改装を行い、愛護館設備の充実を図った。
愛護館開設以来、来館者 50 万人を達成した。
- 平成 9 年 4 月 愛護館開設以来、来館者 100 万人を達成した。
- 平成 10 年 3 月 管理棟自動追込機・処分機の改装を行った。
- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正され、動物の愛護及び管理に関

する法律として12月1日より施行された。

- 平成13年4月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が4月1日から施行された。
- 平成14年5月 失踪保護動物情報管理システムを導入し、センターの収容動物の画像を保健所窓口で見ることが出来るようになった。
- 平成16年11月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例が、11月1日から施行された。
- 平成17年4月 名古屋市動物愛護センター動物譲渡要項を制定し、成犬の飼主募集を開始した。
- 平成18年6月 動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が改正され、6月1日から施行された。
- 平成21年4月 マイクロチップによる所有明示措置を普及するために、当センターから譲渡する動物には、飼主の負担でマイクロチップを装着しすることを義務付けた。
- 平成22年7月 一般家庭に譲渡するまでに、訓練や治療等のケアが必要なものや、長期にわたり飼主が見つからない犬猫を一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティアの登録制度を開始した。
- 平成23年4月 犬猫の引取りが有料化された。
- 平成24年4月 動物取扱業・特定動物の許可監視業務、犬猫の引取業務、負傷動物の受付・収容業務、自活不能猫の受付・収容業務を保健所から集約、4名増員し、1係2主査制から企画管理係、愛護指導係、主査（愛護担当）の2係1主査制となった。
- 平成24年11月 環境省の地域自主戦略交付金（環境保全施設整備に関する事業）による管理棟及び愛護館内装その他改修工事が開始された。
- 平成25年5月 地域自主戦略交付金から環境保全施設整備費補助金に制度変更された。
- 平成26年3月 管理棟及び愛護館内装その他の改修工事が完了し、愛護館がリニューアルオープンした。

2 機構と分掌事務



3 職員

	課長	係長 主査	主事	獣医師	狂犬病予 防技術員	嘱託員	計
所長	1※						1
企画管理係		1	3	2※			6
愛護指導係		1※		6※	14	11*	32
主査 (愛護)		1※					1
計	1	3	3	8	14	11	40

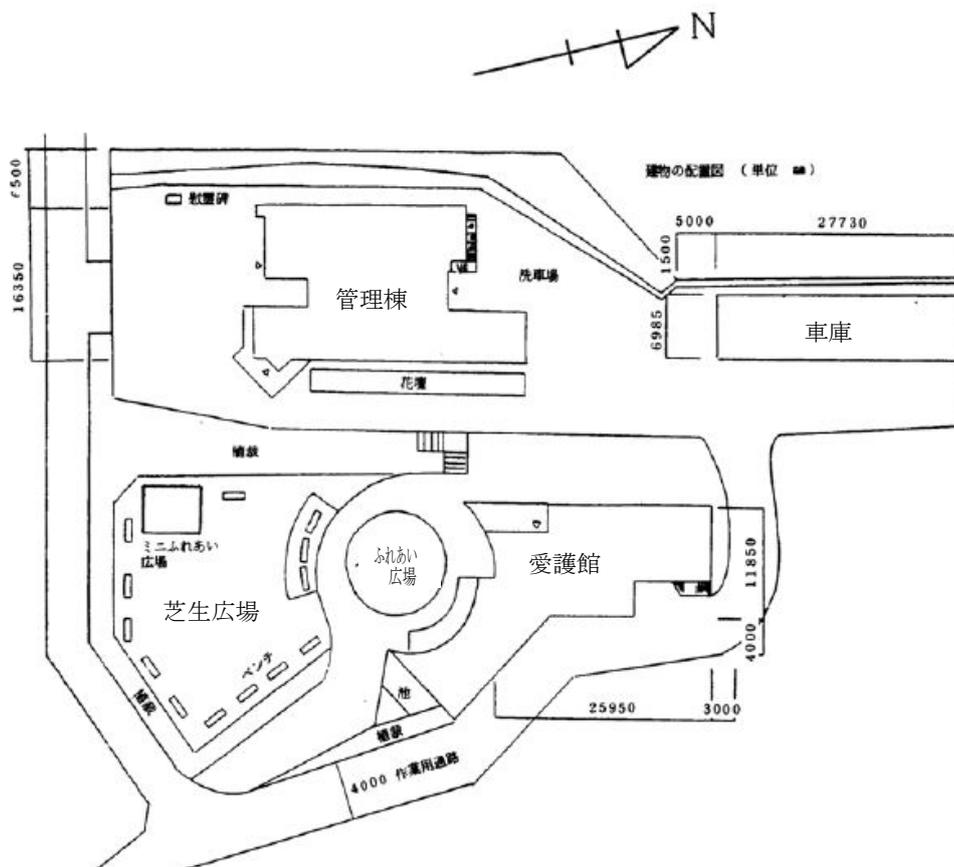
平成 27 年 4 月 1 日現在 ※狂犬病予防員計 11 名 *業務補助嘱託員 1 名を含む

4 施設概要

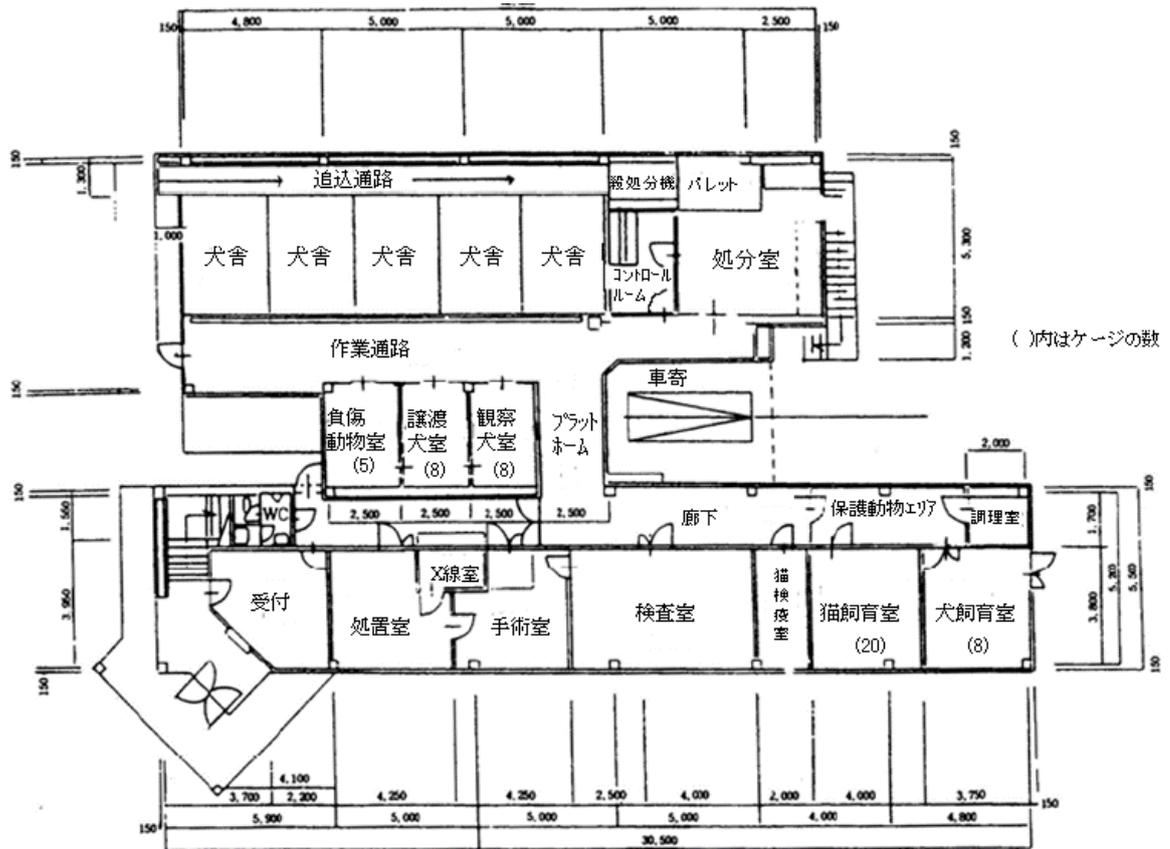
- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター
- (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地
- (3) 規模
- * 敷地面積 8,592 m²
 - * 建物面積
- | | | |
|---------------------|---|-----------------------|
| 管理棟 (鉄骨造 2階建) | 延 | 695.54 m ² |
| 愛護館 (鉄筋コンクリート造 2階建) | 延 | 575.05 m ² |
| 車庫 (鉄骨造 平屋建) | 延 | 200.31 m ² |
- (4) 開設年月日 昭和 60 年 9 月 1 日
- (5) 犬・猫舎室数

管理棟			愛護館		
名称	面積m ²	ケージ数	名称	面積m ²	ケージ数
犬舎 (5 室)	12×5	—	犬舎 (8 室)	3×8	—
負傷動物舎	9.1	5	犬舎	6	8
譲渡犬舎	9.1	8	猫飼育室	11.5	12
観察犬舎	9.1	8			
猫検疫室	7.6	—			
猫飼育室	15.2	20			
犬飼育室	11.3	8			

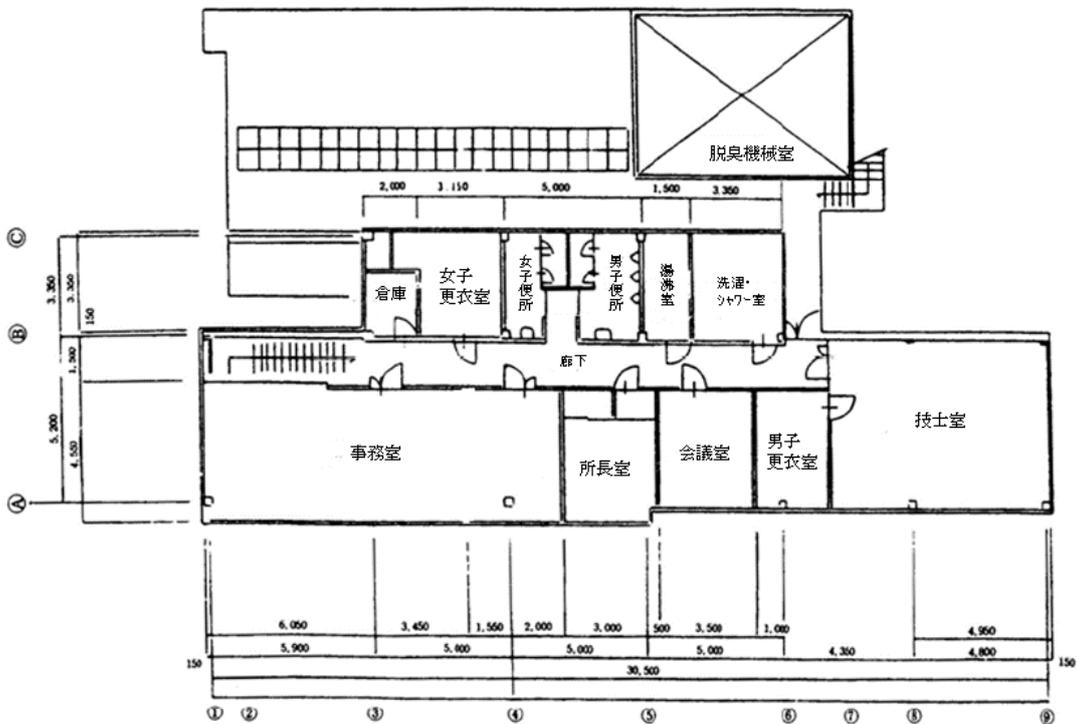
(6) 配置図



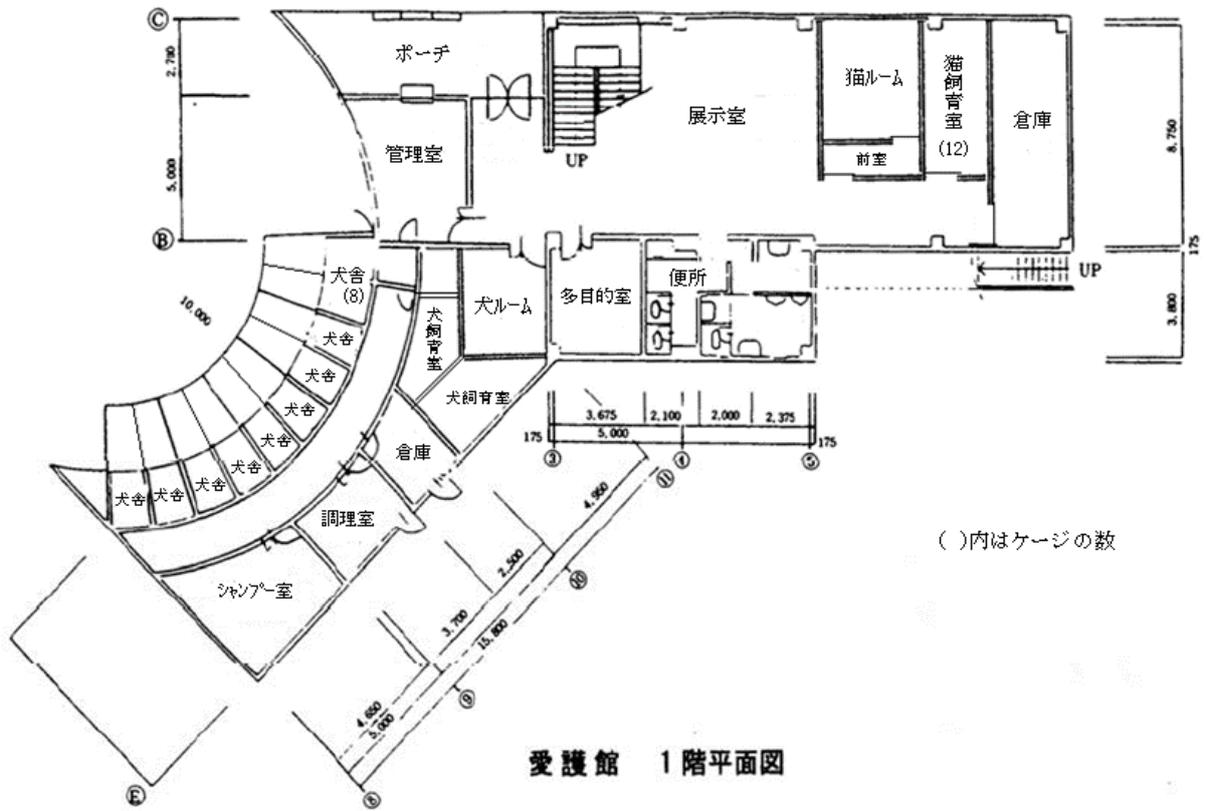
(7) 建物平面図



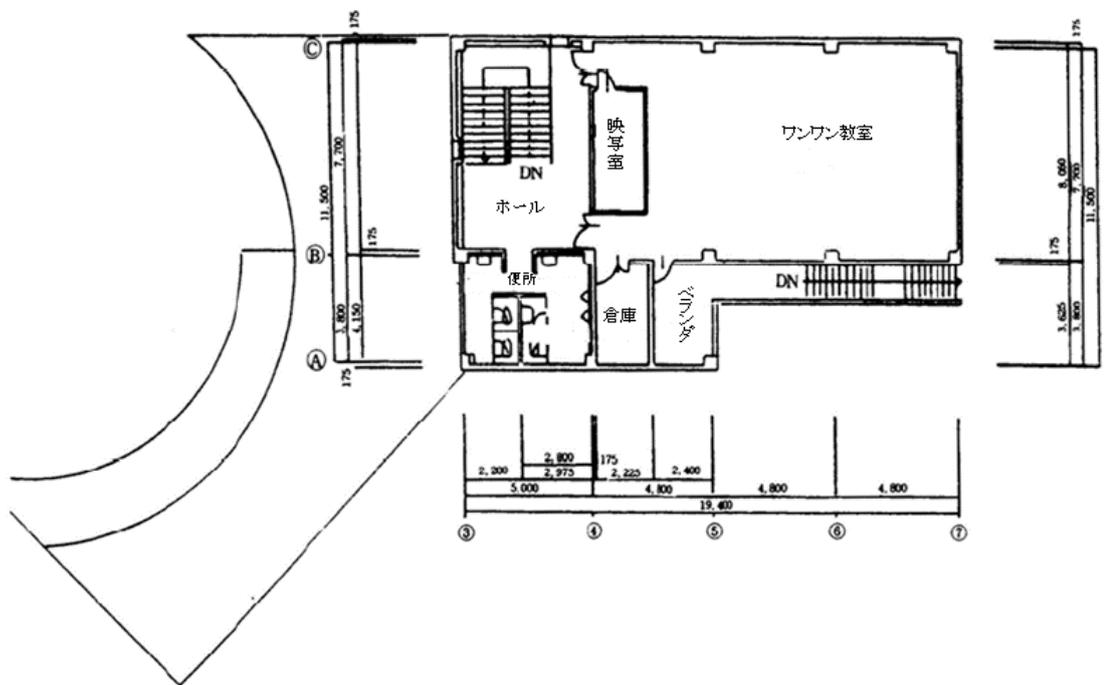
管理棟 1階平面図



管理棟 2階平面図

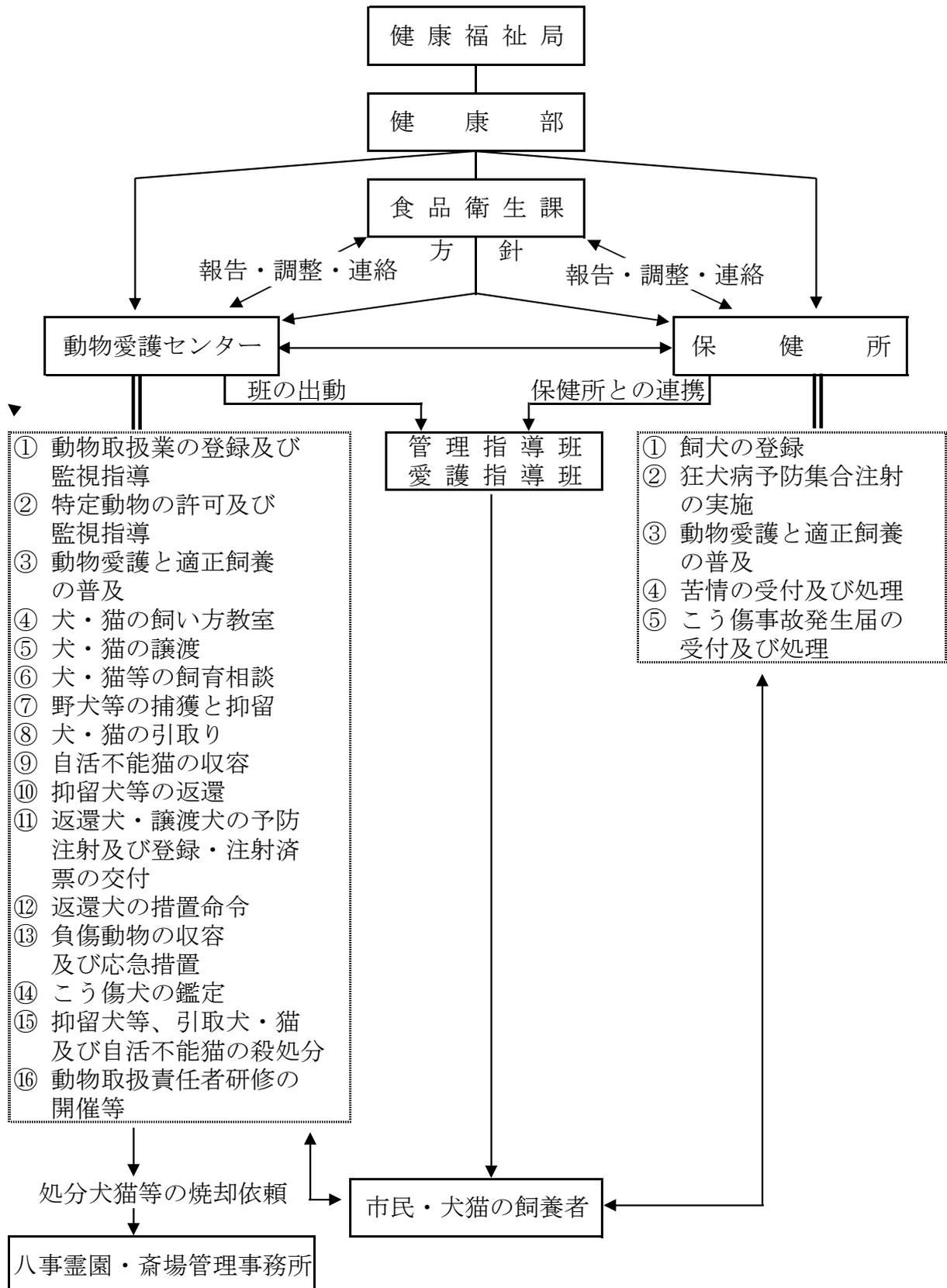


愛護館 1階平面図



愛護館 2階平面図

5 行政組織の系統図



※ 自活不能猫とは、自力では生活できない所有者不明の子猫のことをいう。

Ⅱ 事業の概要

名古屋市動物愛護センター（以下、センターという。）は、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務を推進している。飼犬等の管理指導業務もその精神を加味し、対策を立てています。

業務は所管法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など）に基づき、要綱、規程に従って事業を実施しています。

センターにおける業務は、動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発を行う愛護指導業務と、犬の捕獲・抑留及び犬・猫の引取り等や、動物取扱業・特定動物の監視指導を行う管理指導業務があります。

各々の業務については、毎年事業計画を作成し、実施しています。

1 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、犬による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留等を実施しています。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、実施しています。

1 捕獲

保健所の要請等に基づき、管理指導班の出動による野犬や放浪犬の捕獲を行っています。犬の出没状況、緊急性等により、時間外及び土・日・祝日についても出動しており、緊急性がある場合は、可能な限り迅速に対応しています。

また、通常の捕獲方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等で捕獲を実施しています。

◎捕獲頭数

(頭)

	開庁時間	時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	241	10	16	267

2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲

野犬実態調査により、長期にわたり野犬の生息が確認されている地域を野犬重点地域に指定しています。野犬重点地域においては、保健所と連携し、野犬の生息状況を調査した上で、計画的に捕獲を実施しています。

平成 27 年 3 月 31 日現在の野犬重点地域と、平成 26 年度の監視件数は次のとお

りです。

◎野犬重点地域及び監視件数 (件)

	区名	地域名	指定日	監視件数
1	中川	富田町千音寺十六割 周辺	平成 23 年 3 月 3 日 (*)	0
2	港	神宮寺一・二丁目、宝神町、 宝神一～五丁目、稲永三丁目、 野跡一・四・五丁目、潮風町 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	0
3	守山	上志段味 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	0
4	守山	小幡中二・三丁目 周辺	平成 23 年 3 月 3 日 (*)	0
5	天白	天白町平針黒石 周辺	平成 23 年 3 月 3 日 (*)	1
6	守山	大字吉根字長廻間 周辺	平成 26 年 7 月 11 日	2
合 計				3

* = 平成 26 年 7 月 11 日指定解除

3 こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主から引き取った飼犬について狂犬病の検診を行っています。

この検診では、センターの獣医師が 2 週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定しています。

平成 26 年度は、捕獲犬 3 頭、引取犬 1 頭の鑑定を行い、狂犬病の症候は認められませんでした。

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

犬猫等による危害迷惑防止等を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）や負傷動物の収容と、治療等を実施しています。

1 犬・猫の引取り業務

引 取 場 所	引 取 日	引 取 時 間
セ ン タ ー	月～土（祝日を除く）	午前8時45分～午後4時

◎引取り手数料（1頭につき）

成 犬	成 猫	子 犬	子 猫
2,500 円	2,500 円	500 円	500 円

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、飼育継続が困難と認められるものについてのみ、引取りを行うよう努めています。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っています。

◎犬・猫の引取り頭数

(頭)

	犬		猫	
	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
小 計	77	6	183	220
合 計	83		403	

2 自活不能猫の収容業務

自活不能猫の収容を動物愛護の観点から行っています。収容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬・猫の引取りの受付日時に準じて、センターで引取りを行っています。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、管理指導班を出動させ、現地で収容しています。

◎自活不能猫の保護収容状況

(頭)

現地収容頭数	369
センター引取り頭数	623
計	992

3 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、現地に管理指導班を出動させ収容しています。センターでは、治療等を行い、飼主への返還又は新たな飼主への譲渡に努めていますが、平成 26 年度の負傷動物の収容・返還・譲渡の状況は次のとおりです。

◎負傷動物の収容・返還・譲渡状況

	犬	猫	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	計
収容	6	208	1	—	—	—	215
返還	5	3	—	—	—	—	8
譲渡	—	17	1	—	—	—	18

4 警察への協力

動物愛護法違反（動物の遺棄等）の疑い事例として、警察が取り扱った犬・猫について、警察からの依頼によりセンターで収容しています。平成 26 年度の収容数等は次のとおりです。

◎警察への協力としての収容（成猫以外は再掲）

(頭)

	成犬	子犬	成猫 (うち負傷)	子猫 (うち負傷)	計
収容	3	2	12(1)	264(1)	281
警察へ返却	0	0	4	0	4

3 収容動物の管理及び処分

収容した動物については、可能な限り飼主に返還、又は飼養を希望する者に譲渡することにより生命の救済に努めています。やむを得ず殺処分を行う際には、適正に実施しています。

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留

捕獲した犬は、飼主に返還するために原則として3日間（捕獲日、土・日・祝日は含まない）、抑留しています。

2 返還

(1) 返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票を用いて犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付しています。平成24年度から所有者の任意によりマイクロチップを装着しています。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第11条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第12条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付しています。平成26年度は、措置命令書を3件交付しました。

平成26年度の返還までの飼育日数は次のとおりであった。

◎返還までの飼育日数

飼育日数	捕獲日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	43日	74日
頭数	65	54	22	5	5	3	2	2	1	1	2	1	1	1

◎返還頭数及び、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数、狂犬病予防注射実施件数、マイクロチップ装着件数 (頭)

	返還頭数 (うち市外に返還した頭数)	犬の鑑札 交付件数 (うち再交付件数)	狂犬病予防 注射済票 交付件数 (うち再交付件数)	狂犬病 予防注射 実施件数	マイクロチップ 装着件数
26年度	165 (17)	54 (3)	70 (0)	65	2

◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手 数 料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注 射 料
3,000 円	400 円	3,000 円	550 円	2,750 円

犬の鑑札再交付 手 数 料	狂犬病予防注射 済票再交付手数料	マイクロチップ 装 着 料
1,600 円	340 円	3,400 円

(2) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物及び保護動物に関する問い合わせは、平成 26 年度は 888 件でした。問い合わせを受ける毎に、「失踪保護動物情報管理システム*」により類似動物のチェックを行っています。収容した捕獲犬、及び負傷動物の情報は 2 日間公示するとともに、平成 23 年 3 月から本市公式ウェブサイト上に公開しています。

* 失踪保護動物情報管理システム：平成 14 年 5 月から導入。市民から市内 16 保健所、及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピュータで一括管理。センターが収容した捕獲犬、及び負傷動物の画像を各保健所で確認することが可能です。

(頭)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度
犬の 捕獲頭数	763	807	339	345	267
犬の 返還頭数	247	326	175	221	165
犬の 返還率(%)	32.3	40.3	51.6	64.1	61.8

平成 14 年 5 月より失踪保護動物情報管理システムを導入

平成 23 年 3 月より本市公式ウェブサイト上での情報公開を導

3 譲渡

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、本市公式ウェブサイト、保健所及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集する譲渡事業を行っています。単なる動物の斡旋ではないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めています。

飼主の要件

- 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。
- 成人であること。
- 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。
- 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。
- 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。
- 子犬の譲渡を希望する場合は、センターで開催する子犬の飼主募集会に参加すること。

飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着（※）等、自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ・ 散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
 - ・ センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

※ マイクロチップの装着

所有明示の推進、及び模範的な飼主育成の観点から、センターで譲渡する動物に対してマイクロチップの装着を行っています。

(1) 犬の譲渡

収容期間の満了した捕獲犬、及び引取犬について、性格等の審査や健康診断を行い、家庭動物又は展示動物として、適性があると判断された犬を選別して一定期間飼養し、その飼養期間中に犬の性格やくせ等を把握しています。

譲渡希望者には、自宅・自宅付近の見取り図、飼養場所、家族構成、犬の飼養経験、及び犬を飼う目的等を成犬譲渡申込書に記載してもらい、必要に応じて家庭訪問や面接を行い、飼養環境を調査しています。

一定の飼養期間を経過した後、年齢・性格・くせ・大きさ等から考慮してその犬にあった飼養環境の譲渡希望者に対して、原則、1週間から2週間ほど、飼えるかどうかを試す一時飼養を行い、その結果を受けて譲渡を行っています。譲渡又は一時飼養時には、「犬の飼い方教室」を実施し、犬のくせや飼養上の注意事項を十分説明しています。譲渡時には、登録と狂犬病予防注射を行っています。

平成26年度の「犬の飼い方教室」の実施件数は122件で、149家族318人の参加がありました。

また、捕獲犬について、捕獲時に近くに居合わせた方や一時保護した方から譲渡の希望があった場合も、登録と狂犬病予防注射を実施し譲渡しました。

◎犬の譲渡頭数

(頭)

捕獲犬から	引取犬から	計
71 (うち15頭は捕獲に関わった方に譲渡)	61	132

(2) 猫の譲渡

譲渡希望者に譲渡申込書を記載してもらい、譲渡可能な猫について、申込み順に従って、順次譲渡しました。譲渡時には、「猫の飼い方教室」を実施しました。この教室では、室内飼養を重点的に指導するとともに、避妊・去勢手術、しつけ、健康管理について指導しました。

平成26年度の「猫の飼い方教室」の実施件数は216件で、家族541人の参加がありました。

◎猫の譲渡頭数

(頭)

子猫	成猫	計
376	40	416

(3) ボランティア譲渡

平成 22 年 7 月から、センターが収容している動物のうち、一般家庭への譲渡までに、訓練や治療等のケアが必要な動物や、長期にわたり飼主が見つからない動物等について一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティア（団体・個人）の募集を開始しました。譲渡ボランティアには登録の基準、及び遵守事項を定めました。平成 26 年度末時点で、31 の団体と 6 人の個人の合計 37 の譲渡ボランティア登録を行っています。平成 26 年度は新たに 3 団体と 2 人の個人が譲渡ボランティア登録を行いました。

◎ボランティア譲渡頭数（再掲） (頭)

犬	猫	計
52	159	211

◎譲渡ボランティアの登録の基準

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを非営利活動として行うこと。 (2) 活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。 (3) 譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
団 体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第 18 条から第 22 条までに規定する事項の窓口となる指定メンバーを定めること。 (2) 代表者、指定メンバー及び一時飼養施設の管理責任者は、成人であること。 (3) 代表者及び指定メンバーは、第 5 条に定める一般譲渡における飼主になるための要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (4) 一時飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (5) 代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (6) 団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (7) 指定メンバーは、センターが実施する講習会を受講していること。
個 人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 成人であること。 (2) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (3) 譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (4) 新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (5) 氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (6) センターが実施する講習会を受講していること。

◎譲渡ボランティアの遵守事項

共通事項	<p>(1) 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼主に譲渡するまで責任を持って大切に飼養すること。</p> <p>(2) 多頭飼養等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。</p> <p>(3) 動物の一時飼養に関する近隣住民からの苦情及び新たな飼主への譲渡に関する苦情を受けたときは、センター所長に速やかに連絡すること。</p> <p>(4) センター譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行わないこと。</p> <p>(5) 成犬については譲渡を受けてから 30 日以内に、子犬については推定年齢で生後 90 日を経過した日から 30 日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。</p> <p>(6) 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。ただし、センター所長が必要と認める場合についてはこの限りではない。</p> <p>(7) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件に適合し、第 6 条に定める飼主の遵守事項を守ることができる新たな飼主に譲渡すること。</p> <p>(8) 新たな飼主に譲渡するときは、動物の譲渡を受ける者に、動物の気質・性質及び飼養期間中の診療履歴を伝えるとともに、日常の飼養健康管理方法及び適正なしつけ方について十分説明すること。また、マイクロチップの所有明示の案内を行うこと。</p> <p>(9) 新たな飼主に譲渡するときは、センターが実施する講習会の受講を案内すること。または、センターの講習会を受講した者が当該講習会と同程度の講習を実施すること。</p> <p>(10) 新たな飼主が譲渡動物を飼育するにあたっての相談に応じること。</p> <p>(11) センターが実施する譲渡ボランティアの実態調査に協力すること。</p>
団 体	代表者は、各一時飼養施設で飼養可能頭数を超えないように管理すること。

4 殺処分

(1) 殺処分及び焼却

譲渡不可能と判断された犬猫等は、炭酸ガス処分機で殺処分を実施しています。処分犬猫等は、市立八事霊園斎場管理事務所に焼却を依頼しています。

平成 26 年度の犬・猫等の焼却頭数は次のとおりです。

◎焼却頭数（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む） (頭)

犬	猫	そ の 他	合 計
59	1,194	—	1,253

(2) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づき委嘱、任命した評価人により処分犬の評価を行なっています。

平成 26 年度は、市内開業獣医師 1 名、センター獣医師 11 名の、合計 12 名を評価人として委嘱、任命しました。

5 愛護館における犬猫の飼養管理

(1) 展示舎（テラス犬舎、猫ルーム）における飼養

市民から持ち込まれた犬猫、または収容期間の満了した捕獲犬の中から家庭動物又は展示動物としての適正がある犬猫を選び、愛護館に搬入しています。

テラス犬舎には、子犬や小型の成犬用として1室に8ケージ、成犬用として8室、また、猫ルームには、猫飼育用が12ケージあり、それぞれで犬猫の飼養をしています。

(2) 譲渡用犬猫の飼養

譲渡用の犬猫は譲渡まで、健康状態・性格・くせ等を観察しながら飼養しています。

(3) 事業用犬猫の飼養

犬については、特に人とふれあうことが好きな性格の良い成犬を事業犬として飼養し、「ふれあい広場」や「ワンニャンなごやか教室」等のふれあい事業に活用するだけでなく、一定のしつけを行い、「しつけ教室」のモデル犬や、散歩犬としても活用しています。

また、猫については、特に性格の良い子猫を成猫まで飼養し、事業猫として、ふれあい事業に活用しています。

(4) 日常管理及び健康管理

日常の健康管理については、獣医師が中心となり、便の状態・食欲等をきめ細かく毎日観察しています。

犬猫は、管理棟からの搬入時や、ふれあい事業や譲渡などに備えるために、汚れの状況を見ながら、処置シャンプー室でシャンプーを行うなど、清潔を保つようにしています。

また、調子の悪い犬猫は、適宜隔離し適切な治療を施しています。

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における普及啓発活動

動物愛護センターでは、動物愛護及び適正飼養の普及を目的に、愛護館の運営・開放を行っています。

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

月曜日休館（ただし、祝日の場合は直後の平日）

(2) ふれあい広場

犬と直接ふれあうことができる施設として「犬のふれあい広場」を設けています。午前 10 時と午後 1 時 30 分からの 30 分間を「犬のふれあい広場」開催時間とし、犬のふれあい方についての説明後、犬とのふれあいを行いました。犬との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶ場としています。

(3) 犬ルーム

愛護館内に犬の展示室を 3 室設けており、直接目で見て飼い方を学べる場として、開館時間中は常時、事業犬を展示しています。平成 26 年度は、トイレトレーニングや、クレートトレーニングの展示を行いました。

(4) 猫ルーム

猫と直接ふれあうことができる施設として「猫ルーム」を設けています。午前 11 時と、午後 2 時 30 分からの 30 分間を「猫のふれあい」開催時間とし、猫のふれあい方についての説明後、猫とのふれあいを行っています。猫との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶ場としています。

また、猫ルーム内は、猫の完全室内飼育モデルルームとしての展示を行っており、「猫のふれあい」開催時間以外においても、事業猫を展示し、猫の完全室内飼育について、直接目で見て学べる場としています。

(5) ワンワン教室

愛護館の 2 階にあり、120 インチビデオスクリーン、ビデオプロジェクター等の視聴覚装置を完備した教室で、なかよしワンワン教室、動物愛護教室、犬のしつけ方教室、パピー教室などの様々な事業に活用しています。

2 動物愛護を啓発する各種教室等の開催

(1) 小中学校等と連携した動物愛護教室「いのちの教室」

小中学校等からの依頼を受けて、子どもたちに動物愛護と適正飼養の啓発のみならず、動物とのふれあいを通じて「いのちの大切さ」を伝える教室を行いました。

ア 所外開催

小学校等に犬猫を同伴して開催する教室です。犬・猫の習性をスライドでわかりやすく説明し、実際に犬猫とのふれあいや、心臓の音を聞くことなどを通じて「いのちの大切さ」を伝えています。特に、小学校高学年以上を対象とする場合には、殺処分されている犬猫の現状を伝えて、より深く動物との共生を考えてもらっています。平成26年度は、以下のとおり開催しました。



◎開催回数と参加人数

小学校		トワイライトスクール		その他		合 計	
回 数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数
6	598	16	544	3	203	25	1,345

イ 所内開催（職場見学）

小中学校や高校等が、授業の一環として行う校外学習などを受け入れ、施設見学とともに、動物愛護と適正飼養を啓発し、「いのちの大切さ」を伝えています。また、対象が中学生以上の場合には、参加者らの希望に応じて、管理棟の抑留施設などの見学を実施しています。



◎開催回数と参加人数

小学生		中学生		高校生		大学生		専門 学校生		その他		合 計	
回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数	回数	参加 人数
7	309	33	249	12	167	1	2	37	372	15	107	105	1,206

ウ 職場体験（所内）

犬猫の飼養管理を体験する教室です。主に中学生による職場体験や、専門学校生の実習として受入れを行っています。

犬猫とのふれあい、給餌、飼養施設の清掃、ブラッシング・シャンプー・爪切りなどの手入れ、犬の散歩等の実習と、犬猫の生理、生態や動物の愛護と適正飼養等に関する講義等を実施しています。

◎開催回数と参加人数

中学校		高 校		専門学校生		合 計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
8	28	1	6	4	4	13	38

(2) なかよしワンワン教室

幼稚園、保育園、子供会等の依頼を受けて、動物とのふれあいという貴重な体験から、動物を慈しみ、相手を思いやるやさしい心を育てることを目的に行う教室です。犬猫との正しい接し方の説明し、ふれあい広場等でのふれあい体験を行っています。

◎開催回数と参加人数

幼稚園・保育園児		そ の 他		合 計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
10	442	1	15	11	457

(3) 移動ふれあい教室

幼稚園・保育園等の依頼を受けて、犬猫を同伴して犬猫とのふれあいを行う教室です。

◎開催回数と参加人数

幼稚園・保育園		その他		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
2	214	5	249	7	463

(4) その他の動物愛護を啓発する教室

愛護館、保健所窓口、ホームページ等で参加者を募集し、次のような動物愛護を啓発する教室を開催しました。

ア ワンニャンスクール

小学生を対象に開催し、犬猫の生理・生態・習性等を学習させるとともに、犬猫の世話や健康管理等を体験させることにより、正しい飼い方や接し方を啓発する教室です。夏休みに2回【一日コース（対象学年3～6年生）・半日コース（対象学年1～3年生）】と、春休みに1回【（一日コース（対象学年1～6年生））開催し、79人が参加しました。



イ 夏休み愛護館ガイドツアー

センターの仕事の内容や、犬猫が多数殺処分されている現状を、スライドを使ってわかりやすく説明し、動物の愛護及び終生飼養等を啓発する教室です。併せて、命の尊さを伝えるために、犬猫のふれあいを行っています。犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアとの協力により実施しました。

平成26年度は、小中学生を対象に夏休み期間中に5回開催し、156人が参加しました。



ウ もっと知って楽しく遊ぼう！－犬猫のひみつ－

夏休みに、小学生を対象に開催しました。犬・猫の生理、生態や習性等についてスライドを使った説明の後に、実際に犬・猫の観察を行ったり、触れたりすることにより、犬・猫に対する正しい理解を深めました。犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアとの協力により実施しました。



平成 26 年度は、3 回開催し、50 人が参加しました。

エ 夏休み動物の飼い方教室

動物を飼う前に考えなければならないことを、実際に犬、猫、ウサギ、ハムスター、小鳥等を展示しながら説明し、併せてそれぞれの飼い方やふれあい方を解説する教室です。

平成 26 年度は、夏休みに公益社団法人日本愛玩動物協会の協力を得て開催し、47 人が参加しました。



オ 施設見学会

市民を対象に、動物愛護や適正飼養に関心を持っていただき、動物愛護について考えていただく機会として、また、改修工事の結果新しくなった施設を知っていただくため、管理棟と愛護館の見学会を開催しました。見学に併せて、講義形式で犬猫の飼養状況や飼養実態を説明するとともに、センターに収容される犬猫等の様子を映像でみていただき、処分状況等を示しました。

平成 26 年度は 4 回開催し、施設見学会に 122 人が参加しました。

3 犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催

(1) 所内開催

ア 犬のしつけ方教室

人に対する危害迷惑を防止するとともに、犬との生活をより楽しいものとするために、市民に飼犬の適正なしつけ方を指導する教室で、毎月 1 回定期的で開催しました。「しつけ方の基本」と「散歩中に排せつさせないしつけ」に関する講義、事業犬を使った犬とのふれあい方やアイコンタクト、スワレ、フセ、マテ、コイ等の基本的な服従訓練のデモンストレーション等を行いました。

平成 26 年度は、犬のしつけ方教室を 12 回開催し 99 家族 185 人が参加しました。

イ パピー（子犬）教室

生後3ヶ月から6ヶ月の子犬を同伴して参加する教室で、毎月1回定期的に開催しました。特に子犬の時期に伝えたいこととして、飼犬の性格を理解して飼犬に合ったしつけをすること、子犬の時期にいろいろな経験をさせて、犬に社会性を身に付けさせること、「散歩中に排せつさせないしつけ」の方法等を伝えています。子犬同士を遊ばせたり、参加者が子犬をさわったり、子犬交流会の子犬の様子を観察して行う子犬の性格診断や、基本的な犬とのふれあい方としつけ方指導等を行っています。特に子犬の時期に啓発すると効果的な「トイレのしつけ」や「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及する絶好の機会となっています。平成26年度は、12回開催し、61家族、131人の方が参加されました。



ウ 問題犬のためのしつけ方教室

動物愛護推進員の安田和弘ドッグトレーナーを講師として、引っ張りや飛びつき、かみ癖、鳴き癖等の飼犬の問題行動で困っている飼主を対象として開催しました。平成26年度は、3回開催し35家族51人が参加しました。数組は犬同伴で参加されました。また、教室終了後に希望者に対して、犬を同伴した個別のしつけ方相談にも応じました。

エ 犬猫を飼う前教室

終生飼育の啓発を目的として、動物を飼う前の心構え、ライフスタイルにあった動物を選ぶこと等に視点を絞った飼う前に考えていただくことを伝える教室です。平成26年度は3回開催し、69人が参加しました。



オ 猫の教室

猫の適正な飼養を推進し、飼い猫による迷惑・危害の防止を目的として、猫の飼主を対象とした猫の教室を実施しました。この教室では、猫の習性、病気等について実習をまじえて説明し、室内飼育の必要性や工夫、方法等について説明を行いました。平成26年度は82人が参加しました。

カ 今から考えよう！ 高齢犬猫のケア

近年、殺処分される犬猫の中で、高齢の犬猫の割合が増加しています。高齢で、不意に介護が必要になったことなどが原因で、飼育が困難となるようなケ

ースを予防するために、犬猫の飼主や、これから飼うことを検討している方を対象に、高齢の犬猫のケアを考える教室を開催しました。

この教室では、飼犬・飼猫の老後にどう取り組むか、そのために事前に準備しておくことや、高齢犬猫がかかりやすい病気のことなどについて講義し、健康チェックやペットが寝たきりになった時の介護方法などについて実習を行いました。

平成 26 年度は、3 回開催し、36 人が参加しました。



キ 犬のしつけ方相談

よく鳴く、かみつく等の飼犬の問題行動に悩む飼主を対象として、飼犬を同伴して来所していただき、マンツーマンでしつけ方を指導しました。平成 26 年度は、30 回開催し、52 人が参加しました。

ク 犬の散歩指導

適正な散歩の方法を啓発する目的で、事業犬を使った犬の散歩教室を行いました。参加者に対して適正な散歩方法を説明し、参加者 1 組に対し、事業犬 1 頭を貸し出し、職員が 1 名補助に付いて、センター敷地内に設けたコースに従って、お散歩体験を行っています。お散歩教室修了者には適正な散歩の方法を啓発するために、お散歩カードを交付しました。平成 26 年度は 273 組で、813 人に適正な散歩方法を指導しました。

ケ 犬猫等の飼育相談

飼犬、飼猫などの飼い方、しつけ方、健康管理、苦情等その他について、電話又は来訪により、相談を受け付け、アドバイスを行いました。

◎相談件数

(件)

犬	猫	鳥	その他	計
4,176	2,916	72	80	7,244

(2) 所外開催

ア 犬のしつけ方相談

各区の狂犬病予防集合注射会場に出向き、しつけ方相談を行うとともに「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及しました。

平成 26 年度は、16 区 16 会場に出向き 160 件の相談を受けました。



イ 犬の移動しつけ方教室

保健所の依頼により、しつけ方教室モデル犬を同伴し、地域に出向いて犬のしつけ方教室を開催しました。この教室は、「散歩中に排せつさせないしつけ」を重点的に普及しています。

平成 26 年度は、17 会場で開催し、207 人の方が参加されました。

◎犬の移動しつけ方教室実施状況

(人)

	月日	曜日	開催区	会場	人数
1	5月21日	水	瑞穂	保健所	2
2	6月4日	水	昭和	コミュニティセンター	7
3	6月25日	水	緑	保健所	12
4	6月27日	金	昭和	保健所	6
5	7月8日	火	緑	保健所	8
6	7月18日	金	南	コミュニティセンター	35
7	9月11日	木	港	コミュニティセンター	18
8	9月30日	火	東	保健所	10
9	11月7日	金	昭和	保健所	5
10	11月12日	水	港	保健所	23
11	11月15日	土	緑	大高緑地ドッグラン	19
12	11月18日	火	瑞穂	保健所	5
13	11月28日	金	港	コミュニティセンター	15
14	12月2日	火	守山	保健所	7
15	12月12日	金	昭和	保健所	8
16	1月30日	金	名東	コミュニティセンター	25
17	3月3日	火	守山	保健所	2

ウ 区民祭等でのしつけ相談

保健所等の依頼により、区民祭等の地域の催しや、啓発キャンペーン等に出向き、適正飼養の啓発事業及び、犬のしつけ方、飼い方相談を実施しました。

平成 26 年度は 10 会場に出向き、205 件の相談を受けました。

エ しつけ・飼い方個別訪問指導

犬猫のしつけや飼い方に悩む飼主の相談に応じ、飼主宅に訪問して指導を行いました。

平成 26 年度は 12 件訪問し、15 人に行いました。

4 動物介在活動（高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動）

(1) ワンニャンなごやか教室

センターにおいて、高齢者福祉施設である各種老人ホーム、デイサービス施設等や、児童福祉施設の利用者を対象に、犬猫とのふれあいや、しぐさの観察等により、やすらぎや癒しを体感していただき日々におけるストレスの軽減、コミュニケーションの活発化及び社会性の改善等を期待して行う教室を行いました。

また、各種高齢者福祉施設等に犬・猫とともに訪問して動物介在活動を行う、移動ワンニャンなごやか教室を行いました。

◎開催回数と参加人数

	高齢者福祉施設		福祉施設(その他)		合 計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
所内開催	21	175	3	51	24	226
所外開催	5	165	-	-	5	165

(2) 高齢者とワンニャンふれあい広場

10 月を「高齢者とワンニャンふれあい月間」と制定し、動物愛護推進員や、ボランティア (NPO 法人ドッグレクリエーション協会及びスウィングテイル) と協働して、近隣の高齢者福祉施設等に入所する高齢者を招き、犬とのふれあいやドッグダンスの披露など、楽しいひと時を過ごしていただきました。



なお、猫についてのふれあいは、愛護館内の猫ルームで行っています。

平成 26 年度は、芝生広場で、延べ 13 の高齢者福祉施設から 142 人が参加され、センター外では、庄内緑地公園のドッグランで、延べ 7 つの高齢者福祉施設から 85 人が参加されました。



5 動物愛護週間行事等

(1) WanニャンふれあいDay

平成 26 年 9 月 23 日（祝）に、センターで次のような事業を実施し、2,000 人の参加がありました。

- ・ 名古屋市立工芸高校デザイン科動物愛護ポスター展
- ・ うちの子自慢写真展「もらわれた犬猫の新しい暮らし」
- ・ 盲導犬紹介コーナー
- ・ 介助犬紹介コーナー
- ・ 動物ふれあいコーナー
 - ・ ワンちゃんとのふれあい方を学ぼう！
 - ・ 犬と仲良く写真を撮ろう ～センター事業犬との写真撮影会
 - ・ 猫のふれあい方を学ぼう！
- ・ 譲渡ボランティア紹介コーナー
- ・ 家庭でできる「愛犬の健康チェックアドバイス」コーナー
- ・ 愛犬の簡単お手入れ“Wan”ポイントアドバイス
- ・ ワンニャンお絵かきコーナー
- ・ 動物愛護 BINGO クイズ
- ・ アイディア満載 猫グッズを作ろう
- ・ オリジナル缶バッチを作ろう
- ・ スタンプ&クイズラリー
- ・ ナゴッピーがやって来る！（協力：名古屋市農業センター）

(2) 動物フェスティバル 2014 なごや

平成 26 年 10 月 12 日（日）に、中区久屋大通公園で開催された動物フェスティバルに「動物愛護センターコーナー」を設け、動物愛護センター事業紹介、犬のしつけ方相談、動物愛護ビンゴクイズ、譲渡犬猫写真展等を行いました。

また、動物愛護推進員はその活動を周知することを目的に、「動物愛護推進員活動紹介ブース」を設けて参加し、長寿犬への表彰、松ぼっくり動物づくりを通じた動物愛護教室や、ペットのなんでも相談会を行いました。ブースにおいては、動物愛護推進員の活動結果を掲示しました。また、ステージにおいて、犬の正しいふれあい方についての寸劇を行い、来場者への分かりやすい周知を図りました。動物愛護センターコーナー及び、動物愛護推進員活動紹介ブースへの参加者は 1,650 人でした。

(3) 動物慰霊祭

センターで処分された犬猫の霊を慰めるため、平成 26 年 9 月 24 日（水）、センターの慰霊碑前において行われました。当日は雨が降る中、名古屋市獣医師会関係者、名古屋市動物愛護推進員、譲渡ボランティアや保健所等関係機関職員等が参列し、動物慰霊祭を挙行了しました。

(4) 犬猫里帰り会 2014 ～愛犬・愛猫と豊かに暮らそう～

平成 26 年 6 月 1 日（日）、平成 24、25 年度にセンターから犬猫の譲渡を受けた方等を対象に、犬猫里帰り会として次のような事業を実施しました。当日は 300 人が参加され、「動物セミナー」には 79 人が参加されました。

- ・猫の首輪・迷子札づくり
- ・愛犬・愛猫缶バッジづくり
- ・愛犬しつけ相談 ～しつけに困ったら、相談してみよう～
- ・犬猫おもちゃづくり ～おもちゃを手作りしてみよう～
家庭でできる「愛犬の健康チェックアドバイス」
- ・愛犬の簡単お手入れ“Wan”ポイントアドバイス
- ・ワンニャン似顔絵コーナー
- ・ドッグマッサージ ～愛犬とリラックスタイム～
- ・愛犬プチゲーム会
- ・うちの子自慢写真展 –もらわれた犬猫の新しい暮らし–
- ・譲渡犬猫インタビュー
- ・センター出身ワンちゃん大集合！！みんなで記念撮影
- ・愛護館 2F ワンワン教室 動物セミナー

6 猫問題への対応

(1) 猫の移動飼い方教室・なごやかキャット説明会への協力

保健所の依頼により、地域で猫の飼い方教室を開催しました。猫の飼い方教室では、猫の習性、病気等について説明するとともに、室内飼育の必要性や工夫、方法等について説明を行いました。また、地域で開催される「なごやかキャット（名古屋版地域猫活動）説明会」に保健所の要請に応じて協力し、なごやかキャットサポーター活動等について説明を行っています。

平成 26 年度は猫の移動飼い方教室を 3 回（9 人参加）開催し、「なごやかキャット説明会」には 1 回（19 人参加）協力しています。

(2) 猫の保護器の貸し出し

特定の飼主のいない猫に対する避妊去勢を目的に、猫の保護を希望する市民に対して、保護器の貸し出しを行っています。

平成 26 年度は 37 件の保護器の貸し出しを行いました。

7 所有明示の推進

マイクロチップによる所有明示の普及を目的として、譲渡動物に対してマイクロチップの装着を行いました。また、収容動物については、マイクロチップの読み取りを実施しました。

(1) 譲渡動物・返還動物へのマイクロチップの装着

平成 21 年度からセンターでは、マイクロチップを装着したうえで、動物を譲渡しています。

◎マイクロチップ装着数

(匹)

	譲渡	返還	計
犬	86	2	88
猫	234	—	234
その他	1	—	1
計	321	2	323

(2) マイクロチップの読み取り

マイクロチップリーダー（ハンディ型、スティック型、据え置き型）を活用し、

センターに收容される動物（自活不能猫を除く）について、マイクロチップの読み取りを行いました。

8 避妊去勢手術の推進

犬猫の不必要な繁殖による迷惑防止を目的に、犬や猫の飼主に対する避妊去勢手術補助券を、センター窓口において交付しました。

(枚)

	避妊手術	去勢手術
犬	8	18
猫	38	31

9 災害時におけるペット対策

(1) 被災動物救護物資の備蓄

災害発生時に被災動物を收容できるよう、常時、犬 100 頭、猫 50 匹に対して 10 日分のドッグフード、キャットフード及び医薬品等の備蓄を行っています。

(2) 飼主への啓発

愛護館の展示物、掲示物や各種教室等において、災害への備えについて飼主への啓発を行いました。

5 動物愛護推進員の活動の推進

1 動物愛護推進員関連事業の開催及び協力

(1) 動物愛護推進員交流会の開催

－動物愛護推進員ミーティング 2014in 平和公園－

平成 26 年 4 月 20 日（日）、動物愛護推進員とセンター・保健所合同で、「犬猫一斉マナーアップキャンペーン」を平和公園で、「動物愛護推進員交流会」をセンターで行いました。

これらは、動物愛護推進員同士の連携づくりと、市民への動物愛護推進員制度の紹介、動物愛護・適正飼養普及啓発を目的として行われました。

21 名の動物愛護推進員及び、1 名の名古屋市動物愛護管理推進協議会委員が参加しました。



(2) 動物愛護推進員研修の開催

平成 27 年 2 月 8 日（日）、愛護館 2 階ワンワン教室にて、動物愛護推進員を対象に、公益社団法人日本愛玩動物協会顧問山崎いく子さんを講師として、『名古屋の地域猫なごやかキヤットの推進について～「のら猫」を、地域みんなでみまもる「なごやかキヤット」へ～』と題した研修を開催し、動物愛護推進員 22 名が参加しました。

また、同年 3 月 4 日（水）、愛護館 2 階ワンワン教室にて、動物愛護推進員を対象に、公益社団法人日本動物福祉協会調査員山口千津子さんを講師として、『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン－その論理と実践－』と題した講演会を開催し、動物愛護推進員 18 名が参加しました。

(3) 動物愛護推進員活動報告会の開催

平成 27 年 3 月 20 日（金）、動物愛護推進員がそれぞれの一年間の活動内容を報告する活動報告会を実施しました。73 名の動物愛護推進員から活動報告書が提出され、当日参加した 20 名の動物愛護推進員がそれぞれの活動結果について報告を行いました。

(4) 動物愛護推進員活動の調整

ア 保健所と動物愛護推進員との連絡調整

保健所のまちづくり推進活動や、動物愛護及び適正飼養普及啓発活動に対し、動物愛護推進員の紹介や、活動への協力依頼等を行いました。

イ NDAS ニュースの発行

センターから動物愛護推進員への情報伝達及び動物愛護推進員同士の情報共有を目的に、ニュース形式で文書を送付する「NDAS ニュース」の発行を行いました。平成 26 年度は、Vol.26～Vol.36 まで、合計 11 回発行しました。

(5) 動物愛護推進員による教室事業の開催

ワンワン教室を使って、動物愛護推進員が講師となって行う教室を開催しました。
(人)

開催日	教室名	講師	参加者数
6月11日(水)	問題犬のためのしつけ方教室	安田和弘	18
11月12日(水)			18
2月18日(水)			15
6月18日(水)	問題犬のためのしつけ方教室 (個別相談)	安田和弘	9
6月25日(水)			5
11月19日(水)			8
11月26日(水)			10
2月25日(水)			7
3月4日(水)	9		
12月20日(土)	愛犬コミュニケーション レッスン	奥田香代	20

2 動物愛護推進員との協働事業の実施

センター及び、保健所で開催した以下の事業について、動物愛護推進員との協働により実施しました。

(1) センター開催事業

次の表のとおり、計 41 回、延べ 107 人が参加しました。

(人)

開催日	教室名	参加
4月10日(木)	動物愛護センター収容犬 トリミングボランティア	3
5月9日(金)	動物愛護教室の企画・引率	1
5月20日(火)	移動ワンちゃんなごやか教室	1
6月1日(日)	犬猫里帰り会	14

6月4日(水)	動物愛護センター収容犬 トリミングボランティア	1
6月11日(水) 11月12日(水) 2月18日(水)	問題犬のためのしつけ方教室	1
6月18日(水) 6月25日(水) 11月19日(水) 11月26日(水) 2月25日(水) 3月4日(水)	問題犬のためのしつけ方教室 個別相談	1
6月27日(金) 2月27日(金)	動物愛護教室の企画・引率	1
10月3日(金) 11月7日(金)	館内清掃等ボランティア引率	1
7月24日(木) 8月28日(木)	夏休み動物愛護センター ガイドツアー	1
8月1日(金) 8月12日(火) 8月22日(金)	夏休み動物愛護センター ガイドツアー	3
8月5日(火) 8月21日(木) 8月26日(火)	夏休み動物愛護センター 犬猫のひみつ	2
8月26日(火) 1月27日(火)	児童館ふれあい事業	1
8月7日(木)	夏休み動物の飼い方教室	2
9月20日(土)	キャットロードまつり	1
9月23日(火)	Wan ニャンふれあい Day	12
10月2日(木) 10月16日(木)	出張高齢者ふれあい広場	1
10月7日(火) 10月28日(火) 10月31日(金)	高齢者ふれあい広場	3
10月13日(日)	動物フェスティバル 2014	23
12月4日(木) 12月5日(金)	なかよしワンワン教室 (幼稚園対象ふれあい)	3

12月18日(木)		
12月20日(土)	愛犬コミュニケーションレッスン	2

(2) 保健所開催事業

次の表のとおり、計10回、延べ37人が参加しました。

(人)

開催日	事項	参加
7月17日(木)	移動動物愛護教室	1
8月4日(月)	公園猫糞対策	1
8月8日(金)	動物フェスタ in 名東	23
9月30日(火)	保健所犬のしつけ方教室	1
10月5日(日)	千種区民まつり	4
10月19日(土)	北区民まつり	1
10月26日(土)	中村区民まつり	2
10月26日(土)	緑区民まつり	2
10月22日(水)	千種HC 薄暮パトロール	1
11月26日(水)	保健所猫の飼い方教室	1

(3) 乳飲み猫育成

動物愛護推進員に対し、乳飲み猫ボランティアとして、動物愛護センターに収容された離乳前の子猫を一時預りしてもらい、譲渡可能な月齢まで飼育していただく育成協力事業を実施しました。乳飲み猫ボランティアとして、7人の動物愛護推進員が登録し、一時預り頭数は37頭でした。

3 動物愛護推進員の自主的な活動の支援

動物愛護推進員の自主的な活動についての相談に応じ、活動支援を行いました。

平成26年度は10件の活動計画書を受け付けました。



◎動物愛護推進員の自主的な活動 (件)

開催日	事項	実施者
4月中旬	学区啓発物回覧	1
4月19日	公園お散歩マナー啓発事業	1
5月11日	庄内緑地ドッグウォーキング	3
6月15日	動物愛護教室企画 (動物愛護センター見学会)	3
10月12日	わんわんふれあい広場	1
10月26日	庄内緑地ドッグウォーキング	3

6 特定動物飼養者への指導

1 許可及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物の飼養・保管の許可に関する手続き及び飼養施設の監視指導を行っています。平成26年度の許可及び監視件数は、次のとおりです。

◎特定動物の許可及び監視 (件)

飼養・保管許可申請件数 (変更許可を含む)	12
許可件数 (平成27年3月末現在)	109
立入調査件数	80

◎特定動物一覧 (件)

綱	目	科	属	種名	許可件数
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	クモザル属	ジェフロイクモザル	1

	おながざる科	マカク属	シシオザル	1	
			ニホンザル	2	
			クロザル	2	
		リーフモンキー属	ハヌマンラングール	1	
			シルバールトン	1	
		ヒヒ属	マントヒヒ	1	
			ドグエラヒヒ	1	
		マンドリル属	マンドリル	1	
		オナガザル属	サバンナモンキー	2	
			ダイアナモンキー	1	
			ブラッサグエノン	3	
		パタスモンキー属	パタスザル	1	
		コロブス属	アビシニアコロブス	2	
	てながざる科	テナガザル属	ボルネオテナガザル	1	
			フクロテナガザル	1	
	ひと科	オランウータン属	オランウータン	1	
		チンパンジー属	チンパンジー	1	
		ゴリラ属	ニシローランドゴリラ	1	
	食肉目	いぬ科	イヌ属	タイリクオオカミ	1
				セグロジャッカル	1
くま科		ツキノワグマ属	ニッポンツキノワグマ	1	
		メガネグマ属	メガネグマ	1	
		クマ属	ヒグマ	2	
		ホッキョクグマ属	ホッキョクグマ	1	
		マレーグマ属	マレーグマ	1	
ハイエナ科		シマハイエナ属	シマハイエナ	1	
ねこ科		ネコ属	カラカル	2	
			サーバル	4	
			スナドリネコ	2	
	オオヤマネコ科	カナダオオヤマネコ	1		

			ヒョウ属	ユキヒョウ	1
				トラ	1
				ヒョウ	2
				ジャガー	1
				ライオン	2
	長鼻目	ぞう科	アジアゾウ属	アジアゾウ	1
			アフリカゾウ属	アフリカゾウ	1
	奇蹄目	さい科	インドサイ属	インドサイ	1
			クロサイ属	クロサイ	1
	偶蹄目	かば科	カバ属	カバ	1
			コビトカバ属	コビトカバ	1
		きりん科	キリン属	アミメキリン	1
うし科		バイソン属	アメリカバイソン	1	
鳥綱	たか目	コンドル科	トキイロコンドル	1	
			コンドル	1	
		たか科	ハクトウワシ	1	
爬虫綱	かめ目	かみつしがめ科		ワニガメ	9
	とかげ目	どくとかげ科		アメリカドクトカゲ	3
		おおとかげ科		ハナブトオオトカゲ	1
		にしきへび科		インドニシキヘビ	6
				アミメニシキヘビ	3
				アフリカニシキヘビ	1
		ボア科		ボアコンストリクター	9
				オオアナコンダ	2
	コブラ科		ヒロオウミヘビ	1	
			エラブウミヘビ	1	
	わに目	アリゲーター科		ミシシッピーワニ	1
				ヨウスコウワニ	3
				コビトカイマン	2
				ブラジルカイマン	2

			ナイルワニ	1
		クロコダイル科	ニシアフリカコガタワニ	1
			シヤムワニ	1
		ガビアル科	インドガビアル	1

2 逃走特定動物への対策

逃走特定動物（疑いを含む）への対応として、管理指導班が現場等へ1件（ワニガメ1件）出動を行いました。

7 動物取扱業者への指導

1 登録等及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める第一種及び第二種動物取扱業に関する手続き及び事業所の監視指導を行っています。

ア 第一種動物取扱業 (件)

登録申請件数 (登録更新申請を含む)	171
諸届出件数	512
登録数 (種別ごと) (平成27年3月末時点)	892 〔 販売 323 保管 417 貸出 24 訓練 68 展示 59 譲渡飼育 1 〕
事業所数	665
立入り監視件数	419

イ 第二種動物取扱業 (件)

届出件数	4
諸届出件数	1

届出施設数 (平成 27 年 3 月末時点)	18
飼養施設数	12
立入り監視件数	7

2 動物取扱責任者研修

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物取扱責任者になろうとする者等に対し、動物取扱責任者認定研修(認定研修)を実施しています。平成 26 年度は 2 回実施し、また動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修(継続研修)を 3 回実施しました。

(人)

区別	開催日	受講者数
認定研修	10 月 21 日	23
	2 月 25 日	26
継続研修	11 月 27 日	219
	1 月 21 日	243
	2 月 13 日	159

8 人獣共通感染症対策

1 啓発・指導

ふれあい広場、各種動物愛護・適正飼養教室において、「動物をさわった後は手を洗いましょう」を中心に人獣共通感染症の感染予防について啓発しました。動物取扱業者に対しては、動物取扱責任者研修において人獣共通感染症に関する講習を実施した。動物とのふれあいを行う事業者に対しては、利用者が手洗い等を適正に行えるよう、施設立入時に指導を行いました。

2 事業犬及び事業猫の糞便検査

ふれあい等に供する事業犬、事業猫の糞便について、定期的にサルモネラ、O157、カンピロバクターの検査を実施しました。

平成 26 年度は、79 検体について検査を実施しました。

9 関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話	FAX
健康福祉局 健康部食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山69	832-1750	832-7759
千種保健所	〒464-0841 千種区覚王山通8-37	753-1971	751-3545
東保健所	〒461-0003 東区筒井一丁目7-74	934-1212	937-5145
北保健所	〒462-0844 北区清水四丁目17-1	917-6547	911-2343
西保健所	〒451-8508 西区花の木二丁目18-1	523-4612	531-2000
中村保健所	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18	481-2278	481-2210
中保健所	〒460-8447 中区栄四丁目1-8	265-2257	265-2259
昭和保健所	〒466-0027 昭和区阿由知通3-19	735-3959	731-0957
瑞穂保健所	〒467-0027 瑞穂区田辺通3-45-2	837-3253	837-3291
熱田保健所	〒456-0031 熱田区神宮三丁目1-15	683-9678	681-5169
中川保健所	〒454-0911 中川区高畑一丁目223	363-4457	361-2175
港保健所	〒455-0015 港区港栄二丁目2-1	651-6486	651-5144
南保健所	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目1-1	614-2865	614-2818
守山保健所	〒463-0011 守山区小幡一丁目3-1	796-4617	796-0040
緑保健所	〒458-0033 緑区相原郷一丁目715	891-3632	891-5110
名東保健所	〒465-0025 名東区上社二丁目50	778-3107	773-6212
天白保健所	〒468-0056 天白区島田二丁目201	807-3907	803-1251

Ⅲ 統 計

1 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

(1) 区別

	捕獲犬(頭)			引取犬(頭)			返還犬(頭)*1	鑑札交付(件)		予防注射(件)		注射済票交付(件)		マイクロチップ装着(件)			措置命令(件)*2	命令違反(件)*2	引取猫(頭)		自活不能猫(頭)		負傷動物(頭)							
	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計		成犬	子犬	計	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計			成犬	子犬	計	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計
千種	13	(・)	13	3	-	(・)	3	9	19	1	20	7	3	8	11	3	7	10	8	8	-	-	12	25	37	50	(・)	16	-	16
東	10	(・)	12	1	-	(・)	1	6	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3	2	2	-	11	24	35	45	(1)	6	-	7	
北	25	(・)	25	4	-	(・)	4	14	1	2	6	1	6	7	6	1	7	7	2	2	-	5	24	29	50	(・)	14	-	14	
西	23	(・)	23	9	-	(・)	9	18	4	-	4	4	9	4	13	9	4	13	4	4	-	47	14	61	84	(1)	9	-	10	
中村	18	(・)	18	9	-	(・)	9	10	3	-	3	2	5	2	7	6	2	8	1	1	-	3	16	19	113	(・)	13	-	13	
中	4	(・)	4	-	-	(・)	-	-	4	-	4	1	3	4	4	1	2	3	4	5	-	-	9	9	29	(・)	15	-	15	
昭和	11	(1)	11	1	-	(・)	1	7	3	2	5	1	5	6	1	5	6	6	4	4	-	3	10	13	25	(・)	10	-	10	
瑞穂	5	(・)	5	1	-	(・)	1	3	4	-	4	3	4	7	2	4	6	7	3	3	-	2	9	11	41	(・)	15	-	15	
熱田	4	(・)	4	4	-	(・)	4	4	2	-	2	-	2	2	-	2	2	2	2	2	-	1	6	7	26	(・)	5	1	6	
中川	29	(1)	29	5	-	(・)	5	21	3	1	4	9	3	12	12	3	15	15	1	3	-	16	22	38	163	(・)	22	-	22	
港	25	(・)	25	11	-	(・)	11	14	2	-	2	6	2	8	7	2	9	10	2	2	-	6	7	13	66	(・)	17	-	17	
南	16	(・)	16	3	-	(・)	3	8	3	-	3	4	2	6	6	2	8	8	3	3	-	4	12	16	69	(・)	16	-	16	
守山	18	(・)	19	5	-	(・)	5	12	15	1	16	3	13	16	2	13	15	16	10	10	-	20	4	24	62	(1)	11	-	12	
緑	27	(・)	27	8	-	(・)	8	11	13	1	14	1	12	13	3	12	15	16	-	11	1	9	17	26	53	(2)	10	-	12	
名東	20	(・)	20	7	6	(・)	13	16	4	1	5	3	5	8	5	5	10	10	5	5	-	17	20	37	74	(1)	21	-	22	
天白	16	(・)	16	6	-	(・)	6	12	5	-	5	2	3	5	2	3	5	5	3	3	-	16	1	17	42	(・)	8	-	8	
市外	-	(・)	-	-	-	(・)	-	-	36	-	36	-	2	20	2	20	22	-	20	20	-	-	11	-	11	-	(・)	-	-	-
合計	264	(2)	267	77	6	(・)	83	165	124	8	132	51	71	122	65	92	157	70	69	86	3	183	220	403	992	(6)	208	1	215	

(注) 標章記号について、「一」は計数のない場合

市外からの引取りは他自治体または警察からの譲受け

*1捕獲した区で計上

*2当該犬の所在地の区で計上

(2) 月別

	捕獲犬(頭)			引取犬(頭)			返還犬(頭)	譲渡犬(頭)		鑑札交付(件)		予防注射(件)		注射済票交付(件)		マイクロチップ装着(件)			措置命令(件)	命令違反(件)	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)								
	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計		成犬	子犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬			計	成猫*	子猫		計	犬(再掲)	猫	その他					
																													犬	犬	犬	犬	犬
4月	21	-	(1)	21	8	-	(-)	8	13	8	1	9	5	2	7	11	6	17	11	2	13	-	5	5	12	30	42	185	(1)	9	-	10	
5月	18	-	(-)	18	8	-	(-)	8	11	8	-	8	6	5	11	7	6	13	7	5	12	-	4	4	14	48	62	265	(-)	19	-	19	
6月	26	-	(-)	26	10	-	(-)	10	16	16	-	16	7	8	15	8	10	18	8	8	16	-	14	14	54	68	129	(-)	24	-	24		
7月	29	-	(1)	29	9	-	(-)	9	22	9	-	9	7	9	16	12	9	21	11	9	20	-	5	5	2	14	16	119	(1)	19	1	21	
8月	24	-	(-)	24	4	6	(-)	10	16	15	-	15	4	8	12	5	11	16	5	8	13	-	9	9	25	27	52	74	(1)	25	-	26	
9月	20	1	(-)	21	1	-	(-)	1	12	7	-	7	2	4	6	2	6	8	2	4	6	-	6	6	11	7	18	95	(-)	27	-	27	
10月	19	-	(-)	19	9	-	(-)	9	6	6	2	8	2	3	5	2	6	8	3	3	6	-	6	6	58	35	93	59	(-)	22	-	22	
11月	17	-	(-)	17	3	-	(-)	3	14	10	2	12	4	9	13	2	11	13	4	9	13	1	10	11	8	5	13	14	(1)	13	-	14	
12月	38	2	(-)	40	9	-	(-)	9	25	8	-	8	7	3	10	7	5	12	9	3	12	-	5	5	7	-	7	11	(1)	14	-	15	
1月	16	-	(-)	16	9	-	(-)	9	11	17	-	17	3	6	9	4	10	14	4	6	10	1	9	10	12	-	12	5	(-)	11	-	11	
2月	16	-	(-)	16	4	-	(-)	4	10	8	2	10	2	4	6	1	2	3	1	2	3	-	4	4	20	-	20	9	(1)	10	-	11	
3月	20	-	(1)	20	3	-	(-)	3	9	12	1	13	2	10	12	4	10	14	5	10	15	-	9	9	-	-	-	27	(-)	15	-	15	
合計	264	3	(3)	267	77	6	(-)	83	165	124	8	132	51	71	122	65	92	157	70	69	139	2	86	88	3	183	220	403	992	(6)	208	1	215

(注) 標章記号について、「一」は計数のない場合

*警察から譲受けた成猫を含む

2 捕獲及び返還状況

(1) 区別

単位：頭

	捕 獲 方 法						返還犬の飼育日数									
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計	0 日 (抑留日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以上	計
千種	13	-	-	-	-	13	5	2	1	-	1	-	-	-	-	9
東	12	-	-	-	-	12	3	3	-	-	-	-	-	-	-	6
北	25	-	-	-	-	25	5	4	1	-	1	-	2	-	1	14
西	23	-	-	-	-	23	7	6	3	1	-	-	-	-	1	18
中村	18	-	-	-	-	18	2	6	1	-	1	-	-	-	-	10
中	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和	11	-	-	-	-	11	2	2	1	-	-	1	-	-	1	7
瑞穂	5	-	-	-	-	5	-	-	2	-	-	-	-	-	1	3
熱田	4	-	-	-	-	4	2	1	-	-	-	-	-	-	1	4
中川	29	-	-	-	-	29	9	7	3	-	2	-	-	-	-	21
港	25	-	-	-	-	25	5	4	3	-	-	1	-	-	1	14
南	16	-	-	-	-	16	2	5	-	-	-	1	-	-	-	8
守山	18	1	-	-	-	19	7	3	2	-	-	-	-	-	-	12
緑	27	-	-	-	-	27	1	4	3	2	-	-	-	-	1	11
名東	20	-	-	-	-	20	8	4	1	2	-	-	-	-	1	16
天白	16	-	-	-	-	16	7	3	1	-	-	-	-	-	1	12
合計	266	1	-	-	-	267	65	54	22	5	5	3	2	-	9	165

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：頭

	捕獲方法						返還犬の飼育日数									
	通常捕獲	捕獲箱	薬物掃討	麻酔銃	吹き矢	計	0日 (抑留日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日以上	計
4月	21	-	-	-	-	21	3	7	2	-	-	-	-	-	1	13
5月	18	-	-	-	-	18	3	3	-	2	1	1	1	-	-	11
6月	26	-	-	-	-	26	6	3	5	-	-	-	-	-	2	16
7月	29	-	-	-	-	29	10	7	1	1	1	1	1	-	-	22
8月	24	-	-	-	-	24	9	2	3	1	-	-	-	-	1	16
9月	20	1	-	-	-	21	4	7	1	-	-	-	-	-	-	12
10月	19	-	-	-	-	19	2	1	1	1	-	1	-	-	-	6
11月	17	-	-	-	-	17	7	4	-	-	1	-	-	-	2	14
12月	40	-	-	-	-	40	8	9	7	-	-	-	-	-	1	25
1月	16	-	-	-	-	16	5	5	-	-	1	-	-	-	-	11
2月	16	-	-	-	-	16	5	2	1	-	1	-	-	-	1	10
3月	20	-	-	-	-	20	3	4	1	-	-	-	-	-	1	9
合計	266	1	-	-	-	267	65	54	22	5	5	3	2	-	9	165

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

3 指導班活動状況

(1) 区別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛護											その他	合計	
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談(集合注射会場)	犬のしつけ方相談(区民まつり等)	しつけ・飼い方指導(個別)	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発(区民まつり等)	移動ワンニャンなごやか教室	巡回指導	その他			計
千種	15	4	10	-	26	-	1	2	-	1	1	-	-	2	-	5	-	12	-	52
東	9	4	6	-	17	2	-	2	1	1	-	1	1	-	-	-	-	6	-	35
北	32	6	13	-	25	-	-	2	-	1	1	-	-	1	1	-	1	7	-	51
西	18	11	11	-	27	-	-	1	-	1	-	-	-	-	7	-	-	9	-	58
中村	21	14	12	-	19	-	-	2	-	1	1	1	-	1	-	-	-	6	-	51
中	4	8	18	-	25	2	-	1	-	1	1	-	-	5	-	-	-	8	-	61
昭和	11	1	10	-	16	-	-	2	4	1	1	-	-	1	-	-	-	9	-	36
瑞穂	6	9	14	-	6	-	-	1	2	1	1	-	2	1	-	-	-	8	-	37
熱田	4	11	8	-	9	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	31
中川	29	37	20	-	14	25	-	1	-	1	1	-	-	1	-	-	-	4	-	100
港	28	11	22	-	38	7	1	2	3	1	1	-	-	1	1	-	-	10	-	88
南	21	15	16	-	13	4	5	1	1	1	-	1	-	-	1	-	-	10	-	58
守山	27	10	9	2	32	-	-	1	2	1	-	4	-	-	-	-	-	8	-	61
緑	37	11	12	3	34	-	-	2	3	1	1	3	-	1	-	-	-	11	-	71
名東	20	5	12	-	25	-	-	1	1	1	1	1	-	1	2	-	-	8	-	50
天白	17	6	10	1	23	1	-	2	-	1	-	1	-	-	-	-	2	6	-	47
市外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	299	163	203	6	349	41	8	24	17	16	10	12	3	15	12	5	3	125	-	887

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛護											その他	合計	
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談(集合注射会場)	犬のしつけ方相談(区民まつり等)	しつけ・飼い方指導(個別)	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発(区民まつり等)	移動ワンニャンなごやか教室	巡回指導	その他			計
4月	22	32	9	-	16	6	1	-	-	16	1	1	-	1	-	-	-	20	-	83
5月	22	41	22	-	11	1	1	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	5	-	80
6月	32	20	19	3	8	-	1	5	3	-	-	2	1	-	2	-	-	14	-	64
7月	37	16	14	1	16	1	-	2	2	-	-	1	-	-	1	-	-	6	-	54
8月	27	16	30	1	7	2	2	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	6	-	62
9月	27	22	24	1	19	-	-	1	2	-	-	-	-	1	-	1	-	5	-	71
10月	22	15	22	-	58	15	-	3	-	-	6	2	1	10	7	1	1	31	-	141
11月	19	-	11	-	78	-	-	4	5	-	2	2	1	2	-	3	1	20	-	109
12月	38	-	15	-	8	11	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	39
1月	18	-	10	-	55	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	6	-	71
2月	14	-	8	-	56	5	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-	72
3月	21	1	19	-	17	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	41
合計	299	163	203	6	349	41	8	24	17	16	10	12	3	15	12	5	3	125	-	887

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

4 殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	59	6	6	3	12	5	1	7	4	3	8	3	1
子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	59	6	6	3	12	5	1	7	4	3	8	3	1
成猫	290	21	22	18	16	36	22	57	17	19	22	30	10
子猫	904	73	300	139	140	80	84	60	11	9	1	3	4
小計	1,194	94	322	157	156	116	106	117	28	28	23	33	14
その他の動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,253	100	328	160	168	121	107	124	32	31	31	36	15

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

5 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その1 (年度別)

年 度	処 理 ・ 抑 留 の 別	捕 獲 犬	引 取 成 犬	引 取 子 犬	引 取 犬 小 計	引 取 成 猫	引 取 子 猫	自 活 不 能 猫	負 傷 猫 等	猫 等 小 計	合 計	捕 獲 犬 返 還 頭 数
平成 17	処 理 件 数	764	191		191	690		1,022	215	1,927	2,882	274
	抑 留 頭 数	638	301	124	425	442	1,797	3,243	219	5,701	6,764	
平成 18	処 理 件 数	754	180		180	687		775	253	1,715	2,649	259
	抑 留 頭 数	552	241	53	294	404	1,694	3,135	249	5,482	6,328	
平成 19	処 理 件 数	761	177		177	631		737	261	1,629	2,567	261
	抑 留 頭 数	524	260	49	309	459	1,498	3,071	253	5,281	6,114	
平成 20	処 理 件 数	696	139		139	638		791	239	1,668	2,503	222
	抑 留 頭 数	482	211	63	274	471	1,317	3,128	236	5,152	5,908	
平成 21	処 理 件 数	648	128		128	469		753	212	1,434	2,210	199
	抑 留 頭 数	375	221	24	245	389	1,090	2,979	206	4,664	5,284	
平成 22	処 理 件 数	434	118		118	355		688	226	1,269	1,821	175
	抑 留 頭 数	339	216	11	227	302	909	2,820	225	4,256	4,822	
平成 23	処 理 件 数	417	112		112	216		611	251	1,078	1,607	204
	抑 留 頭 数	340	196	12	208	263	469	2,377	249	3,358	3,906	
平成 24	処 理 件 数	464	-		-	-		283	257	540	1,004	221
	抑 留 頭 数	345	117	13	130	190	423	1,072	229	1,914	2,389	
平成 25	処 理 件 数	392	-		-	-		200	192	392	784	191
	抑 留 頭 数	270	111	4	115	214	303	782	180	1,479	1,864	
平成 26	処 理 件 数	299	-		-	-		163	203	366	665	165
	抑 留 頭 数	267	77	6	83	183	220	992	209	1,604	1,954	

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

※平成24年度の引取り子犬には他自治体から譲受けた9頭を含む

※平成26年度の引取成猫には警察から譲受けた11頭を含む

6 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その2（年度別）

年 度	処分頭数				犬実態調査 (推定頭数)		こう傷事故						避妊・去勢手術 補助金交付件数				全 市 苦 情 受 付 件 数	愛 護 指 導 業 務 処 理 件 数		
	犬	猫	学 術 研 究 用 犬 猫	負 傷 動 物 (犬猫を除く) 計	飼 犬	野 犬	発生件数			観察犬 数		被 害 者 数	犬		猫				計	
							飼 犬	飼 主 不 明 犬	計	捕 獲 犬	引 取 犬		避 妊	去 勢	避 妊	去 勢				
																				計
平成 17	544	5,602	-	4	6,150	-	86	75	1	76	6	1	76	807	624	2,069	1,394	4,894	14,056	249
平成 18	393	5,365	-	2	5,760	-	-	80	4	84	7	-	88	832	762	1,976	1,365	4,935	15,240	240
平成 19	356	5,158	-	4	5,518	-	49	74	6	80	4	-	82	973	811	1,878	1,396	5,058	16,235	181
平成 20	291	4,992	-	3	5,286	-	-	95	10	105	3	4	113	939	856	1,900	1,454	5,149	17,180	204
平成 21	207	4,521	-	2	4,730	-	30	87	8	95	3	1	96	955	860	1,852	1,457	5,124	17,282	184
平成 22	203	4,059	-	4	4,266	-	-	56	3	59	2	2	66	1,006	888	1,854	1,393	5,141	17,627	184
平成 23	174	3,125	-	-	3,299	-	20	86	7	93	4	2	94	991	892	1,873	1,392	5,148	17,725	177
平成 24	114	1,629	-	1	1,744	-	-	47	7	54	6	2	51	1,069	905	2,239	1,757	5,970	18,741	165
平成 25	85	1,156	-	1	1,242	-	13	72	10	82	2	2	84	1,039	962	2,160	1,692	5,853	19,377	181
平成 26	59	1,194	-	-	1,253	-	-	68	12	80	2	-	83	745	747	1,987	1,635	5,114	21,748	125

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

7 愛護指導業務に関する事業推移表

(1) 譲渡頭数

ア 犬

平成24年度			平成25年度			平成26年度		
譲渡頭数	救命率(%)		譲渡頭数	救命率(%)		譲渡頭数	救命率(%)	
	捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬		捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬		捕獲犬 (返還犬 を含む)	引取犬
145	85.5	58.7	103	94.8	33.0	132	88.4	73.5
		78.5			76.4			84.9
		收容犬 〈捕獲犬 +引取犬〉 (返還犬を 含む)			收容犬 〈捕獲犬 +引取犬〉 (返還犬を 含む)			收容犬 〈捕獲犬 +引取犬〉 (返還犬を 含む)

イ 猫

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)	譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)	譲渡頭数	救命率(%) (返還猫を含む)
264	14.2	320	21.8	416	26.3

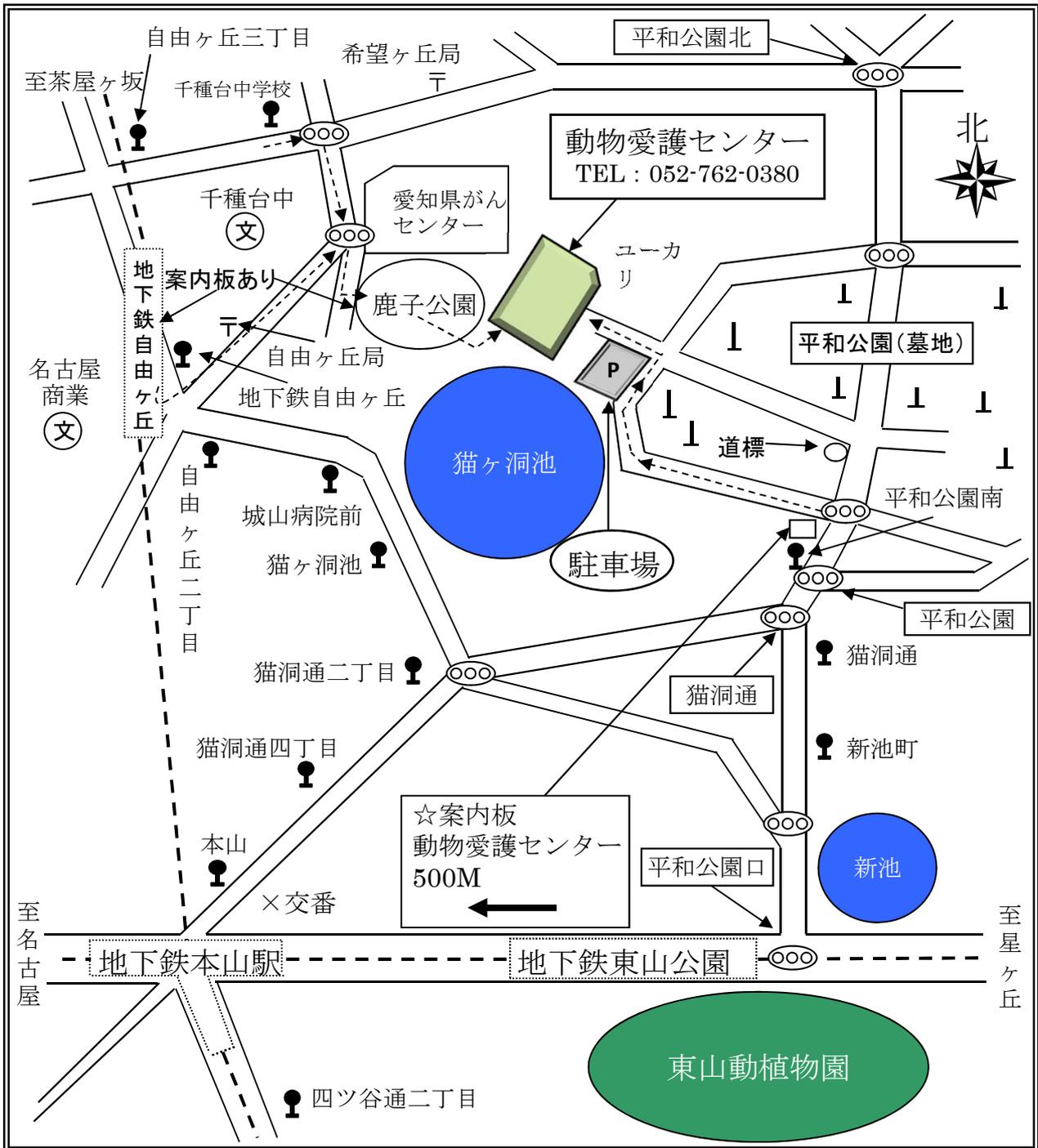
(2) 事業別実績数

		24年度		25年度		26年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	犬のふれあい広場	—	—	—	—	460	5,398
	猫ふれあいルーム	—	—	—	—	421	3,474
	なかよしワンワン教室	16	462	—	—	11	457
	動物愛護教室*	51	1,035	50	214	105	1,206
	動物体験教室	24	70	7	111	13	38
	移動ふれあい教室*	38	2,444	41	2,709	32	1,808
	愛護館夏休みガイドツアー	4	163	2	90	5	156
	犬猫のひみつ「もっと知ろう!犬・猫」	3	156	1	43	3	50
	その他の教室等	18	5,376	54	7,606	70	5,651
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	33	689	—	—	37	368
	所外ワンニャンなごやか教室	21	761	32	986	12	250
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	15	257	14	233	15	236
	犬のしつけ相談(実技・個別)	38	154	42	99	42	67
	パピー教室	10	242	12	165	12	131
	狂注会場でのしつけ方相談	16	239	16	191	16	160
	区民祭等でのしつけ方相談	11	280	9	327	10	205
	犬の移動しつけ方教室	29	505	23	355	17	207
	犬の飼い方教室	200	476	119	270	122	318
	猫の飼い方教室	137	456	160	402	216	541
	猫の教室	—	—	—	—	17	82
	今から考えよう!高齢犬猫のケア	—	—	1	31	3	36
	犬猫を飼う前教室	2	30	5	36	3	69
	犬の散歩指導	358	955	63	84	273	813
	その他の教室等	39	924	117	1,432	70	900
子犬の飼主募集会		—	—	—	—	—	—
動物取扱責任者認定研修		2	48	2	50	2	49
動物取扱責任者継続研修		3	558	4	627	3	621
動物愛護週間行事	動物フェスティバル(センターコーナー)	1	1,700	1	1,700	1	1,650
	WanニャンふれあいDay	1	2,120	—	—	1	2,000

*いのちの教室含む



IV 名古屋市動物愛護センター案内



☆ 交通機関

- ① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分 (鹿子公園経由)
- ② 基幹バス2 千種台中学校下車 徒歩10分 (鹿子公園経由)
- ③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス (地下鉄自由ヶ丘駅行)

平和公園南下車 徒歩15分

〒464-0022

名古屋市千種区平和公園2-106

TEL 762-0380